

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

2005年4月1日から「次世代育成支援対策推進法」が全面施行されました。

この法律では、次世代の社会を担う子どもが健やかに育つ環境を整備するため、従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

2021年4月から5年間にける新たな事業主行動計画を策定しましたので下記のとおり公表いたします。

一般事業主行動計画

当院では、「最善の仕事のために、最良の職場を」を経営理念とし、男女職員の仕事と生活の調和を応援し、全職員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組みます。

1. 計画期間

2021年4月1日～2026年3月31日までの5年間とする。

2. 内容

【目標(1)】妊娠中の女性職員の母性健康管理や制度についてのリーフレットを作成し、職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

2021年4月 情報収集、上長や妊娠中の女性職員へのヒアリング。

2025年4月 リーフレットを作成し、職員に配布する。

【目標(2)】子供の出生時における男性職員の出産休暇取得率を90%以上とし、育児に関連する制度(育児休暇・看護休暇)の周知を行う。

<対策>

2022年4月 院内掲示板や院内報を通じて、男性職員に制度を周知し利用を促す。

【目標(3)】育児休業取得率は女性 100%、男性 1人以上とし、より取得しやすい環境整備を行う。

<対策>

2023年4月 育児休業の取得希望者・上司向けへの両立支援制度に関する説明会を実施する。